

愛知みずほ短期大学における公的研究費等の不正防止対策の基本方針

愛知みずほ短期大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定 平成26年2月18日改正）に基づき、公的研究費等の取扱いについて、適性に運営および管理するために必要な事項を定め、以下の取組を行っています。

- (1) 機関内の責任体制の明確化
 - ・ 最高管理責任者
 - ・ 統括管理責任者
 - ・ コンプライアンス推進責任者/研究倫理教育責任者
- (2) 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備
 - ・ 科学研究費助成事業説明会
 - ・ 行動規範（研究者、職員）
 - ・ コンプライアンス教育、研究倫理教育の実施
- (3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施
 - ・ 公的研究費の不正防止計画
- (4) 研究費の適正な運営・管理活動
 - ・ 職員の納品チェック体制
 - ・ 取引業者との間における契約書徴取
- (5) 情報の伝達を確保する体制の確立
 - ・ 相談窓口、通報・特定不正行為の告発等の受付窓口の設置
- (6) 内部監査体制の整備
 - ・ 内部監査室との連携